

平成29年3月8日

答申第764号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「テレビジョン受信機設置者が、衛星契約から地上契約への契約変更を日本放送協会に届け出る際、日本放送協会が電話等の通信手段を利用した所定の方法で届け出を受け付けていないことを示した文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、日本放送協会放送受信規約（以下、規約）第3条第3項には「第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする」と規定されており、放送受信契約の種別を変更する手続きの際は、電話に加えて届け出事項を提出してもらっていること、並びに書面により提出された届け出の内容に該当する事実を確認できた場合は、電話での届け出の日を「提出があった日」として放送受信契約の種別を変更していることを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年3月8日（第247回審議委員会）

第777号諮問、審議、答申